

青森県報

号外第百号

平成二十年
十二月二十六日
(金曜日)

目次

告示

漁場計画.....(水産振興課)...

告示

青森県告示第八百三十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定め、同条第五項の規定により公示する。

平成二十年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吉

1 公示番号 西特区第101号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	あわび垂下式養殖業、 こんぶ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字三厩上宇鉄地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西特区第101号(東津軽郡外ヶ浜町字三厩上宇鉄地先海岸護岸西側基部)から真方位80度115メートル(消波堤陸側の西端)の点

イ アから真方位219度30分125メートルの点

ウ イから真方位219度30分125メートルの点

エ 基点西特区第101号から真方位112度30分315メートル(消波堤陸側の東端)の点

3 免許予定日 平成21年4月1日

4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 東町、字三厩算用師、字三厩釜野沢、字三厩上宇鉄、字三厩川柱、字三厩梨ノ木間、字三厩藤嶋、字三厩鑛泊、字三厩元宇鉄、字三厩六條間、字三厩宇鉄山、字三厩東風泊、字三厩宇鉄沢、字三厩流平、字三厩藤嶋沢、字三厩算用師右平野、字三厩新町及び字三厩桃ヶ丘

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。
養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

- 1 公示番号 西特区第102号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字三厩増川及び字三厩東町地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア イから真方位303度30分600メートルの点
 - イ オ（基点第46号（東津軽郡外ヶ浜町（旧三厩村）と今別町との境に設置した標柱）から真方位8度30分900メートルの点）から真方位303度30分50メートルの点
 - ウ カ（基点第46号から8度30分600メートルの点）から真方位303度30分50メートルの点
 - エ ウから真方位303度30分700メートルの点
- 3 免許予定日 平成21年4月1日
- 4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 東津軽郡外ヶ浜町字三厩本町、字三厩中浜、字三厩増川、字三厩東町、字三厩算用師、字三厩釜野沢、字三厩上宇鉄、字三厩川柱、字三厩梨ノ木間、字三厩藤嶋、字三厩鑓泊、字三厩元宇鉄、字三厩六條間、字三厩宇鉄山、字三厩東風泊、字三厩宇鉄沢、字三厩流平、字三厩藤嶋沢、字三厩算用師右平野、字三厩新町及び字三厩桃ヶ丘
- 6 その他
 - (1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。
 - (2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。
養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

- 1 公示番号 西特区第103号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字浜名及び大字今別地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 基点西特区第103号（東津軽郡今別町、今別漁港防波堤基部）から真方位325度30分1,300メートルの点
 - イ アから真方位92度30分1,200メートルの点
 - ウ エから真方位92度30分1,200メートルの点
 - エ アから真方位180度30分330メートルの点
- 3 免許予定日 平成21年4月1日
- 4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 東津軽郡今別町大字浜名、大字今別、大字村元及び大字山崎
- 6 その他
 - (1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。
 - (2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。
養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
ア、イ、ウ及びエの各点に、昼間にあつては、縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さ設置し、ア及びイの点には夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

1 公示番号 西特区第104号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字大泊地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点第47号（東津軽郡今別町大字山崎と大字大泊との境に設置した標柱）から真方位290度30分900メートルの点

イ アから真方位20度30分500メートルの点

ウ エから真方位20度30分500メートルの点

エ 基点第47号から真方位290度30分700メートルの点

3 免許予定日 平成21年4月1日

4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 東津軽郡今別町大字大泊

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

1 公示番号 西特区第105号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	えごのじ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字養月地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 東津軽郡今別町高野崎に設置した標柱から真方位252度30分170メートルの点

イ アから真方位217度30分400メートルの点

ウ エから真方位217度30分400メートルの点

エ アから真方位307度30分60メートルの点

3 免許予定日 平成21年4月1日

4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 東津軽郡今別町大字養月

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

- 1 公示番号 西特区第106号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	わかめ・こんぶ延縄式養殖業、 うに垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館元宇田地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点西特区第106号（東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、金釜岩（幹ヶ崎の東側）から500メートル南側の海浜に設置した標柱）から真方位41度30分1,000メートルの点
- イ 才（東津軽郡外ヶ浜町字平館元宇田地先、平館（石崎）漁港西側の離岸堤東端）から真方位26度30分1,250メートルの点
- ウ 才から真方位26度30分20メートルの点
- エ 基点西特区第106号から真方位41度30分100メートルの点

- 3 免許予定日 平成21年4月1日
- 4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 東津軽郡外ヶ浜町字平館元宇田、字平館弥蔵釜、字平館石崎沢、字平館石崎長屋形
- 6 その他
 - (1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。
 - (2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。
養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

- 1 公示番号 西特区第107号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	わかめ・こんぶ延縄式養殖業、 うに垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館弥蔵釜地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 牛（東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、頃々川右岸に設置した標柱）から真方位26度30分1,100メートルの点
- イ 才（基点西特区第107号（東津軽郡外ヶ浜町字平館弥蔵釜、石崎電話中継所道路端門柱の西側の海浜に設置した標柱）から真方位37度30分1,100メートルの点）とアとを結ぶ直線上才から280メートルの点
- ウ カ（基点西特区第107号から真方位37度30分100メートルの点）とエとを結ぶ直線上カから280メートルの点
- エ 牛から真方位26度30分100メートルの点

- 3 免許予定日 平成21年4月1日
- 4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 東津軽郡外ヶ浜町字平館元宇田、字平館弥蔵釜、字平館石崎沢、字平館石崎長屋形
- 6 その他
 - (1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。
 - (2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。
養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

- 1 公示番号 西特区第108号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	わかめ・こんぶ延縄式養殖業、 うに垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎沢地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西特区第107号（東津軽郡外ヶ浜町字平館弥蔵釜、石崎電話中継所道路路端門柱の西側の海浜に設置した標柱）から真方位37度30分1,100メートルの点

イ 才（東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎沢、春日神社海側鳥居基部に設置した標柱）から真方位56度30分1,000メートルの点

ウ 才から真方位56度30分100メートルの点

エ 基点西特区第107号から真方位37度30分100メートルの点

5 地元地区 東津軽郡外ヶ浜町字平館元宇田、字平館弥蔵釜、字平館石崎沢、字平館石崎長屋形

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

- 1 公示番号 西特区第109号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯の沢、字平館今津尻高川及び字平館磯山地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域から、a、b、c、d及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、e、f、g、h及びeの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、i、j、k、l及びiの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、及びm、n、o、p及びmの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域。

ア 基点西特区第109号（東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸長屋形、湯ノ沢川左岸から250メートル北側の海浜に設置した標柱）から真方位89度30分3,060メートルの点

イ 基点第50号（東津軽郡旧平館村と旧蟹田町との境に設置した標柱）から真方位85度10分4,360メートルの点

ウ 基点第50号から真方位85度10分650メートルの点

エ 東津軽郡外ヶ浜町字平館今津尻高川と字平館石浜尻高川との境の尻高沢に設置した標柱から真方位87度30分650メートルの点

オ 基点西特区第109号から真方位89度30分700メートルの点

a 基点西特区第109号から真方位113度3,300メートルの点

b 基点西特区第109号から真方位112度3,470メートルの点

c 基点西特区第109号から真方位116度3,560メートルの点

d 基点西特区第109号から真方位117度3,400メートルの点

e 基点西特区第109号から真方位123度3,550メートルの点

f 基点西特区第109号から真方位121度3,710メートルの点

g 基点西特区第109号から真方位125度3,870メートルの点

- h 基点西特区第109号から真方位126度3,720メートルの点
- i 基点西特区第109号から真方位126度3,320メートルの点
- j 基点西特区第109号から真方位125度3,490メートルの点
- k 基点西特区第109号から真方位130度3,580メートルの点
- l 基点西特区第109号から真方位131度3,390メートルの点
- m 基点西特区第109号から真方位131度3,980メートルの点
- n 基点西特区第109号から真方位130度4,140メートルの点
- o 基点西特区第109号から真方位133度4,270メートルの点
- p 基点西特区第109号から真方位135度4,110メートルの点

3 免許予定日 平成21年4月1日

4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで

- 5 地元地区 東津軽郡外ヶ浜町字平館後田、字平館門の沢、字平館田の沢、字平館太郎右工門沢、字平館鳥井沢、字平館根岸山居、字平館根岸湯の沢、字平館根岸小川、字平館根岸父ヶ沢、字平館根岸長屋形、字平館野田鳴川、字平館野田山下、字平館野田才の神、字平館野田尻高川、字平館今津才の神、字平館今津間沢、字平館今津釜の沢、字平館今津尻高、字平館今津尻高川、字平館舟岡、字平館磯山、字平館石浜尻高川

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

- 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
- イ、ウの線から幅5メートル以上の水路を設けなければならない。
- アの点及び沖側水路口の北側の点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

- 1 公示番号 西特区第110号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特 定 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜、字蟹田塩越及び字蟹田中師宮本 地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点第50号（東津軽郡旧平館村と旧蟹田町との境に設置した標柱）から真方位85度10分4.360メートルの点

イ オ（基点西特区第110号（東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師、蟹田川左岸に設置した標柱）から真方位84度4.150メートルの点）とアとを結ぶ直線上才から300メートルの点

ウ イから真方位264度3.120メートルの点

エ 基点第50号から真方位85度10分650メートルの点

3 免許予定日 平成21年4月1日

4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで

- 5 地元地区 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜、字蟹田塩越、字蟹田大平沢辺、字蟹田大平三枚橋、字蟹田大平山元、字蟹田大平東小国山、字蟹田大平高石、字蟹田小国岩井、字蟹田小国黒山、字蟹田小国黒山添、字蟹田小国坂元、字蟹田小国三枚橋、字蟹田小国品吉、字蟹田小国惣右衛門沢、字蟹田小国館下、字蟹田小国谷田、字蟹田小国東小国山、字蟹田小国南田、字蟹田小国山崎、字蟹田小国西小国山、字上蟹田、字蟹田丑ヶ沢、字蟹田内黒山、字蟹田姥ヶ沢、字蟹田桂淵、字蟹田、字蟹田渡、字蟹田川原添、字下蟹田、字蟹田外黒山、字蟹田高銅屋、字蟹田田ノ沢、字蟹田樋橋、字蟹田原田長瀬、字蟹田鰯ヶ淵、字蟹田中師桂沢、字蟹田中師館ノ沢、字蟹田中師苗代沢、字蟹田中師火箱沢、字蟹田中師宮本、字蟹田南沢館下、字蟹田南沢山口、字蟹田山本小谷、字蟹田山本野脇、字蟹田山本前田、字蟹田山本紅葉

6 そ の 他

- (1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。
- (2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。
 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。
 ア、エの線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。
 沖側水路の南側に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、イの点及びウの点には夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

1 公示番号 西特区第111号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特 定 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本及び字蟹田丑ヶ沢地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びビアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西特区第110号（東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師、蟹田川左岸に設置した標柱）から真方位84度4.150メートルの点
 イ 基点第51号（東津軽郡外ヶ浜町と蓬田村との境に設置した標柱）から真方位82度30分4.240メートルの点
 ウ 基点第51号から真方位82度30分2.790メートルの点
 エ 基点第51号から真方位78度30分2.800メートルの点
 オ 基点第51号から真方位78度30分1.090メートルの点
 カ 基点西特区第110号から真方位84度1.030メートルの点

- 3 免許予定日 平成21年4月1日
- 4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜、字蟹田塩越、字蟹田大平沢辺、字蟹田大平三枚橋、字蟹田大平山元、字蟹田大平東小国山、字蟹田大平高石、字蟹田小国岩井、字蟹田小国黒山、字蟹田小国黒山添、字蟹田小国坂元、字蟹田小国三枚橋、字蟹田小国品吉、字蟹田小国惣右衛門沢、字蟹田小国館下、字蟹田小国谷田、字蟹田小国東小国山、字蟹田小国南田、字蟹田小国山崎、字蟹田小国西小国山、字上蟹田、字蟹田丑ヶ沢、字蟹田内黒山、字蟹田姥ヶ沢、字蟹田桂淵、字蟹田、字蟹田渡、字蟹田川原添、字下蟹田、字蟹田外黒山、字蟹田高銅屋、字蟹田田ノ沢、字蟹田樋橋、字蟹田原田長瀬、字蟹田鰯ヶ淵、字蟹田中師桂沢、字蟹田中師館ノ沢、字蟹田中師苗代沢、字蟹田中師火箱沢、字蟹田中師宮本、字蟹田南沢館下、字蟹田南沢山口、字蟹田山本小谷、字蟹田山本野脇、字蟹田山本前田、字蟹田山本紅葉

6 そ の 他

- (1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。
- (2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。
 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならぬ。
 イの点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、アの点及びカの点には夜間発光する電灯その他の照明装置を、アの点にはレーザーで感知可能な標識を設置しなければならない。
 また、ア、イの線上には上記標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

1 公示番号 西特区第112号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特 定 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡蓬田村地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点第51号（東津軽郡外ヶ浜町と蓬田村との境に設置した標柱）から真方位78度30分2.800メートルの点
 - イ 基点第51号から真方位82度30分2.790メートルの点
 - ウ 基点第51号から真方位82度30分3.490メートルの点
 - エ ケ（東津軽郡蓬田村大字瀬辺地、瀬辺地川右岸に設置した標柱）から真方位87度3.480メートルの点
 - オ ケから真方位87度4.330メートルの点
 - カ 基点第52号（東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱）から80度30分4.560メートルの点
 - キ 基点第52号から真方位80度30分1.270メートルの点
 - ク 基点第51号から真方位78度30分1.090メートルの点
- 3 免許予定日 平成21年4月1日
- 4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 東津軽郡蓬田村
- 6 そ の 他

- (1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。
- (2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。
 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならぬ。

カ、キの線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。
 ウの点、エの点及びオの点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、沖側水路口の北側の点には夜間

識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、沖側水路口の北側の点には夜間

発光する電灯その他の照明装置及びレーザーで感知可能な標識を設置しなければならない。

また、ウ、エの線上及びオ、沖側水路口の北側の点の線上には上記標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

1 公示番号 西特区第113号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特 定 区画漁業	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰地先

左堰地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点第52号 (東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱) から真方位80度30分4,560メートルの点

イ 基点第53号 (青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱) から真方位82度4,240メートルの点

ウ 基点第52号から真方位80度30分1,270メートルの点

エ 基点第52号から真方位80度30分1,270メートルの点

イ 基点第53号から真方位82度850メートルの点

ウ 基点第52号から真方位80度30分1,270メートルの点

エ 基点第52号から真方位80度30分1,270メートルの点

イ 基点第53号から真方位82度850メートルの点

ウ 基点第52号から真方位80度30分1,270メートルの点

エ 基点第52号から真方位80度30分1,270メートルの点

堰

堰

ア、イの線上の水路口の南側の点 (イ、ウの線に接する水路口を除く) に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、ア、イの線上の水路口の北側の点 (ア、エの線に接する水路口を除く) には夜間発光する電灯その他の照明装置及びレーザーで感知可能な標識を

発光する電灯その他の照明装置及びレーザーで感知可能な標識を設置しなければならない。

また、ウ、エの線上及びオ、沖側水路口の北側の点の線上には上記標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、ア、イの線上の水路口の北側の点 (ア、エの線に接する水路口を除く) には夜間発光する電灯その他の照明装置及びレーザーで感知可能な標識を

発光する電灯その他の照明装置及びレーザーで感知可能な標識を設置しなければならない。

また、ウ、エの線上及びオ、沖側水路口の北側の点の線上には上記標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、ア、イの線上の水路口の北側の点 (ア、エの線に接する水路口を除く) には夜間発光する電灯その他の照明装置及びレーザーで感知可能な標識を

発光する電灯その他の照明装置及びレーザーで感知可能な標識を設置しなければならない。

また、ウ、エの線上及びオ、沖側水路口の北側の点の線上には上記標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、ア、イの線上の水路口の北側の点 (ア、エの線に接する水路口を除く) には夜間発光する電灯その他の照明装置及びレーザーで感知可能な標識を

発光する電灯その他の照明装置及びレーザーで感知可能な標識を設置しなければならない。

また、ウ、エの線上及びオ、沖側水路口の北側の点の線上には上記標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、ア、イの線上の水路口の北側の点 (ア、エの線に接する水路口を除く) には夜間発光する電灯その他の照明装置及びレーザーで感知可能な標識を

発光する電灯その他の照明装置及びレーザーで感知可能な標識を設置しなければならない。

設置しなければならない。

また、ア、イの線上の水路口の南側の点（イ、ウの線に接する水路口を除く）、ア、イの線上の水路口の北側の点（ア、エの線に接する水路口を除く）の線上には上記標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

1 公示番号 西特区第114号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	わかめ延縄式養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字四戸橋及び大字後潟地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア

基点西特区第114号（青森市大字四戸橋字磯部2番地東側の海浜に設置した標柱）から真方位80度30分300メートルの点

イ 才（青森市大字後潟字平野18番地東側の海浜斜路北端に設置した標柱）から真方位80度30分300メートルの点

ウ 才から真方位80度30分200メートルの点

エ 基点西特区第114号から真方位80度30分200メートルの点

平成21年4月1日

4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左

堰

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。
養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

1 公示番号 西特区第115号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	わかめ延縄式養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字後潟地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西特区第115号（青森市大字後潟字平野18番地東側の海浜斜路南端に設置した標柱）から真方位80度30分300メートルの点

イ オ（青森市大字後潟字大原1番地東側の海浜船着場基部に設置した標柱）から真方位80度30分300メートルの点

ウ オから真方位80度30分200メートルの点

エ 基点西特区第115号から真方位80度30分200メートルの点

3 免許予定日 平成21年4月1日

4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

1 公示番号 西特区第116号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	わかめ延縄式養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字六枚橋及び大字小橋地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西特区第116号（青森市大字六枚橋字磯打14番地東側の海浜斜路南端に設置した標柱）から真方位80度30分300メートルの点

イ オ（青森市大字小橋字田川26番地東側の海浜斜路北端に設置した標柱）から真方位80度30分300メートルの点

ウ オから真方位80度30分200メートルの点

エ 基点西特区第116号から真方位80度30分200メートルの点

3 免許予定日 平成21年4月1日

4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

- 1 公示番号 西特区第117号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	わかめ延縄式養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字小橋地先
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西特区第117号（青森市大字小橋字田川199番地東側の海浜斜路南端に設置した標柱）から真方位80度30分300メートルの点

イ オ（青森市大字小橋字福田12番地東側の海浜斜路北端に設置した標柱）から真方位80度30分300メートルの点

ウ オから真方位80度30分200メートルの点

エ 基点西特区第117号から真方位80度30分200メートルの点

3 免許予定日 平成21年4月1日

4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

- 1 公示番号 西特区第118号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	わかめ延縄式養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字小橋及び大字左堰地先
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西特区第118号（青森市大字小橋字福田7番地東側の海浜斜路南端に設置した標柱）から真方位80度30分300メートルの点

イ オ（青森市大字左堰字大科20番地東側の海浜斜路北端に設置した標柱）から真方位80度30分300メートルの点

ウ オから真方位80度30分200メートルの点

エ 基点西特区第118号から真方位80度30分200メートルの点

3 免許予定日 平成21年4月1日

4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

- 1 公示番号 西特区第119号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	わかめ延縄式養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字左堰地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西特区第119号（青森市大字左堰字大科18番地東側の海浜斜路南端に設置した標柱）から真方位80度30分300メートルの点

イ 基点第53号（青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱）から真方位80度30分300メートルの点

ウ 基点第53号から真方位80度30分200メートルの点

エ 基点西特区第119号から真方位80度30分200メートルの点

3 免許予定日 平成21年4月1日

4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

- 1 公示番号 西特区第120号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢及び大字油川地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域から、a、b、c、d及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域

ア 基点第53号（青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱）から真方位82度4,240メートルの点

イ コ（青森市大字前田字中野、中野川右岸に設置した標柱）から真方位91度4,280メートルの点

ウ ス（青森市大字西田沢と大字油川との境に設置した標柱）から真方位55度30分3,850メートルの点

エ スから真方位55度30分4,093メートルの点

オ カから9度20分731メートルの点

カ サ（基点第54号（青森市大字油川、新田川左岸に設置した標柱）から真方位46度30分2,700メートルの点）とウとを結ぶ直線上サから180メートルの点

キ シ（基点第54号から真方位46度30分850メートルの点）とクとを結ぶ直線上シから650メートルの点

ク スから真方位55度30分850メートルの点

ケ 基点第53号から真方位82度850メートルの点

ア カとキを結ぶ直線上カから678メートルの点

ブ カとキを結ぶ直線上カから1,549メートルの点

シ c bから真方位295度30分470メートルの点

ド d aから真方位332度385メートルの点

3 免許予定日 平成21年4月1日

- 4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 青森市大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢、大字油川、大字羽白、大字三内、大字大野及び大字新城
- 6 そ の 他

- (1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。
- (2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものであっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

ア、ケの線及びウ、エの線から幅50メートル以上の水路及びウ、ケの線を中心の線とする幅100メートル以上の水路を設けなければならない。

ア、イ、ウ、エ、オ、カの線上の水路口の南側の点、a、b、c及びdの点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、ア、イ、ウ、エ、オ、カの線上の水路口の北側の点（ア、ウの線に接する水路を除く）及びエ、オ、カの点に夜間発光する電灯その他の照明装置及びレーザーで感知可能な標識を設置しなければならない。

また、ア、イの線上の水路口の南側の点、イ、ウ、エ、オ、カの線上には上記標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

- 1 公示番号 西特区第121号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特 定 区画漁業	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森市港町二丁目から大字野内に至る地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域から次のチ、ツ、テ、ト及びチの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域

- ア コ（基点西特区第121号（青森市、青森港導流堤灯台）から真方位33度30分900メートルの点）から真方位17度30分1,700メートルの点
- イ ソ（青森市大字八重田、武平川河口左岸）から真方位335度20分2,910メートルの点
- ウ セ（青森市大字原別、野内川左岸に設置した標柱）から真方位316度30分3,100メートルの点
- エ サ（又（青森市大字野内と大字久栗坂との境の鼻線崎に設置した標柱）から真方位314度30分4,800メートルの点）とウとを結ぶ直線上サから510メートルの点
- オ シ（又から真方位314度30分1,700メートルの点）とカとを結ぶ直線上シから400メートルの点
- カ セから真方位316度30分1,900メートルの点
- キ セから真方位316度30分1,000メートルの点
- ク ソから真方位335度20分1,060メートルの点
- ケ タ（青森市造道一丁目1番の北側護岸西端）から真方位350度30分1,000メートルの点
- コ 基点西特区第121号から真方位33度30分900メートルの点
- チ ナ（又から真方位314度30分2,100メートルの点）から真方位225度1,000メートルの点
- ツ ナから真方位223度30分1,300メートルの点

ナ ナとツを結んだ直線に対してツから左側夾角90度500メートルの点
 ト ナとチを結んだ直線に対してチから左側夾角90度500メートルの点

3 免許予定日 平成21年4月1日

4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 青森市千刈、古川、青柳、港町、栄町、合浦、佃、茶屋町、小柳、大字駒込、造道、東造道、八重田、原別、矢作、大字矢田前及び大字野内

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

アの点、エの点、オの点及びコの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置し、アの点及びエの点にレーザーで感知可能な標識を設置しなければならない。

また、コ、ア、イ、ウ、エの線上には上記標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

1 公示番号 西特区第122号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特 定 区画漁業	ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字野内地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア

オ (カ (青森市大字野内と大字久栗坂との境の鼻線崎に設置した標柱) から真方位314度30分2.100メートルの点) から真方位225度1,000メートルの点

イ オから真方位223度30分1.300メートルの点

ウ オとイを結んだ直線に対して、イから左側夾角90度500メートルの点

エ オとアを結んだ直線に対して、アから左側夾角90度500メートルの点

3 免許予定日 平成21年4月1日

4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 青森市大字野内

6 その他 この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

1 公示番号 西特区第123号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特 定 区画漁業	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字久栗坂及び大字浅虫地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域から次のコ、サ、シ、ス及びソの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域

ア キ (青森市大字野内と大字久栗坂との境の鼻線崎に設置した標柱) から真方位314度30分4.800メートルの点

イ ク (青森市大字浅虫、裸島西端に設置した標柱) から真方位288度30分5.200メートルの点

ウ ケから真方位288度30分220メートルの点

エ ケ (青森市大字浅虫、湯ノ島北西端に設置した標柱) から真方位310度300メートルの点

オ ケから真方位220度300メートルの点

カ キから真方位314度30分900メートルの点

コ セ (ウから真方位288度30分2.800メートルの点) から真方位198度30分400メートルの点

サ セから真方位198度30分1,000メートルの点

シ セとサとを結んだ線に対してサから左側夾角90度600メートルの点

ス セとコを結んだ線に対してコから左側夾角90度600メートルの点

- 3 免許予定日 平成21年 4月 1日
- 4 申請期間 平成21年 1月 5日から同年 2月27日まで
- 5 地元地区 青森市大字久栗坂及び大字浅虫
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年 4月 1日から平成26年 3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

アの点、イの点、ウの点及びカの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置し、アの点及びイの点にレーザーで感知可能な標識を設置しなければならない。

また、ア、イの線上には上記標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

1 公示番号 西特区第124号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字久栗坂及び大字浅虫地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 青森市大字浅虫、裸島西端に設置した標柱から真方位288度30分2,800メートルの点) から真方位198度30分400メートルの点

イ オから真方位198度30分1,000メートルの点

ウ オとイとを結んだ直線に対してイから左側夾角90度600メートルの点

エ オとアとを結んだ直線に対してアから左側夾角90度600メートルの点

3 免許予定日 平成21年4月1日

4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 青森市大字久栗坂及び大字浅虫

6 その他 この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

1 公示番号 西特区第125号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡平内町大字土屋、大字浪打、大字茂浦、大字稻生、大字東田沢、大字白砂、大字東滝、大字浅所、大字浜子、大字清水川、大字口広及び大字狩場沢地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヤ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びに次のA、B、C、D、E、F、G、H及びAの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア ヌ (東津軽郡平内町大字土屋、鍵懸部落入口から旧国道海側に設置されたガードレール東端部分) から真方位288度30分6,910メートルの点

イ ヲ (東津軽郡平内町大字茂浦、双子鼻に設置した標柱) から真方位286度30分4,800メートルの点

ウ ヲ (東津軽郡平内町大字東田沢、大島北端に設置した標柱) から真方位286度4,820メートルの点

エ ヘから真方位15度4,500メートルの点

オ ツ (東津軽郡平内町大字東田沢と大字白砂との境の鼻線崎に設置した標柱) から真方位36度4,950メートルの点

カ ハ (東津軽郡平内町大字東滝、安井崎に設置した標柱) から真方位40度30分6,800メートルの点

キ カとヌ (ノ) (東津軽郡平内町大字浜子と大字清水川との境に設置した標柱) から真方位33度30分7,780メートルの点) とを結ぶ直線上又から150メートルの点

ク ケとネ (ノ) から真方位33度30分850メートルの点) とを結ぶ直線上ネから180メートルの点

ケ ノから真方位331度30分700メートルの点

コ 東津軽郡平内町大字浅所、小湊岸壁第一岸突端から真方位50度30分630メートルの点

サ ハから真方位94度30分650メートルの点

シ ヒ (東津軽郡平内町大字白砂、白砂部落の南側を流れる川の右岸に設置した標柱) から真方位78度30分1,020メートルの点

ス ヲから真方位36度500メートルの点

セ ヌ (東津軽郡平内町大字東田沢、椿山神社海側に設置した標柱) から真方位38度30分740メートルの点

ソ ヘから真方位30分400メートルの点

タ ヘから真方位304度30分400メートルの点

チ ホ (東津軽郡平内町大字稲生と大字東田沢との境に設置した標柱) から真方位295度700メートルの点

ツ ヲから真方位286度30分300メートルの点

テ ヲから真方位233度400メートルの点

ト モ (東津軽郡平内町大字茂浦、茂浦島北端に設置した標柱) から真方位58度30分550メートルの点

ナ ミ (東津軽郡平内町大字浪打と大字茂浦との境に設置した標柱) から真方位263度30分300メートルの点

ニ ム (東津軽郡平内町大字土屋3番地3号に設置した標柱) から真方位288度30分600メートルの点

ヤ コから真方位288度30分420メートルの点

ア ヌとBとを結ぶ直線上又から150メートルの点

B I (基点第57号 (東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱) から真方位37度30分3,800メートルの点) から真方位353度30分5,000メートルの点

C BとIとを結ぶ直線上Iから200メートルの点

D EとJ (基点第57号から真方位37度30分750メートルの点) とを結ぶ直線上Jから170メートルの点

E K (東津軽郡平内町大字狩場沢、堀差川の左岸に設置した標柱) から真方位82度880メートルの点

F Kから真方位346度1,100メートルの点

G L (東津軽郡平内町大字口広字水須2番地6号の用水堰左岸

から50メートル西側の海浜に設置した標柱) から真方位33度30分1,000メートルの点

H ネとGとを結ぶ直線上ネから150メートルの点

3 免許予定日 平成21年4月1日

4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 東津軽郡平内町

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

イ、ツの線及びオ、ヌの線を中央の線とする幅100メートル以上の水路、チから真方位294度30分の線とイ、ウの線とが交わる点とを結んだ線を中央の線とする幅100メートル以上の水路、ヘから真方位337度30分の線 (脇野沢灯台を見通す線) とウ、エの線及びジ、タの線とが交わる点とを結んだ線を中央の線とする幅100メートル以上の水路を設けなければならない。

ア、イ、ウの線上の水路口の北側の点及びウ、エ、オ、カの線上の水路口の東側の点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さには設置し、アの点、ア、イ、ウの線上の水路口の南側の点、ウの点、エの点、ウ、エ、オ、カの線上の水路口の西側の点、キの点、クの点、Aの点、Bの点、Cの点及びHの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を、アの点、ア、イ、ウの線上の水路口の南側の点及びウの点にレーザーで感知可能な標識を設置しなければならない。

また、ア、イ、ウの線上には上記標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さには設置しなければならない。

- 1 公示番号 西特区第126号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 上北郡野辺地町字馬門地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア カ（基点第57号（東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱）から真方位37度30分3,900メートルの点）から真方位127度30分150メートルの点
- イ カから真方位127度30分400メートルの点
- ウ 上北郡野辺地町字馬門、近沢川左岸に設置した標柱（ウ）から真方位16度1,330メートルの点
- エ ウから真方位16度1,080メートルの点
- オ キ（基点第57号から真方位37度30分500メートルの点）とエとを結ぶ直線上キから150メートルの点

- 3 免許予定日 平成21年4月1日
- 4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 上北郡野辺地町字馬門
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

イ点、ウ点及びエの点に夜間発光する電灯その他の照明装置及びリーダーで感知可能な標識を設置しなければならない。

また、イ、ウ、エの線の上には上記標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

- 1 公示番号 西特区第127号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	ほたてがい・とげくりがに垂下式養殖業 わかめ・こんぶ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで (とげくりがに以外) 1月1日から6月30日まで (とげくりがに)

(2) 漁場の位置 上北郡野辺地町字野辺地地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点西特区第127号（野辺地漁港北防波堤に接する護岸の西角）から真方位297度30分550メートル（消波堤陸側の西端）の点
- イ アから真方位190度170メートルの点
- ウ エから真方位190度170メートルの点
- エ 基点西特区第127号から真方位314度30分290メートル（消波堤陸側の東端）の点

- 3 免許予定日 平成21年4月1日
- 4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 上北郡野辺地町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

- 1 公示番号 西特区第128号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 上北郡野辺地町字有戸地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 基点西特区第128号（上北郡野辺地町字有戸、干草橋川左岸に設置した標柱）から真方位341度30分7.940メートルの点
 - イ 基点第58号（上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱）から真方位293度30分5.070メートルの点
 - ウ 基点第58号から真方位293度30分2.350メートルの点
 - エ 上北郡野辺地町字有戸、有戸川左岸に設置した標柱から真方位325度30分3.040メートルの点
 - オ 基点西特区第128号から真方位298度33分2.890メートルの点
- 3 免許予定日 平成21年4月1日
- 4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 上北郡野辺地町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。
 (2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。
 アの点、イの点及びオの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を、アの点及びオの点にはレーザーで感知可能な標識を設置しなければならない。また、ア、オの線には上記標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

- 1 公示番号 西特区第129号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 上北郡横浜町地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア サ（上北郡横浜町字吹越、大沼地先に設置した標柱）から真方位272度30分5.400メートルの点
 - イ 基点西特区第129号（上北郡横浜町字百目木、牛ノ沢川左岸に設置した標柱）から真方位272度30分5.400メートルの点
 - ウ シ（上北郡横浜町字横浜、三保川右岸漁港防波堤基部）から真方位266度5.000メートルの点
 - エ ヲ（基点第59号（上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱）から真方位277度30分5.700メートルの点）とウとを結ぶ直線上ウから160メートルの点
 - オ セ（基点第59号から真方位277度30分3.700メートルの点）とカとを結ぶ直線上セから160メートルの点
 - カ ス（上北郡横浜町字鶏沢、鶏沢川左岸に設置した標柱）から真方位266度3.800メートルの点
 - キ スから真方位266度2.300メートルの点
 - ク シから真方位266度1.840メートルの点
 - ケ 基点西特区第129号から真方位272度30分2.250メートルの点
 - コ サから真方位272度30分2.400メートルの点
- 3 免許予定日 平成21年4月1日
- 4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 上北郡横浜町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

点甲（横浜漁港防波堤灯台から真方位305度30分の線とウ、キとの線とが交わる点）と点甲から真方位266度の線とウ、エの線が交わる点を結んだ線を中央の線とする幅100メートル以上の水路を設けなければならない。

沖側水路口の北側の点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、沖側水路口の南側の点、アの点及びエの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

1 公示番号 西特区第130号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特 定 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 むつ市大字中野沢、大字奥内及び大字田名部地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア ケ（基点第59号（上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱）から真方位277度30分5,700メートルの点）とイとを結ぶ直線上ケから160メートルの点

イ 基点第60号（むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱）から真方位228度4,700メートルの点

ウ 基点第60号から真方位256度4,030メートルの点

エ 基点第61号（下北弘頭南端）から真方位168度30分4,500メートルの点

オ 基点第61号から真方位168度30分7,000メートルの点

カ 基点第60号から真方位228度3,500メートルの点

キ 基点第60号から真方位228度1,900メートルの点

ク コ（基点第59号から真方位277度30分3,000メートルの点）とキとを結ぶ直線上コから160メートルの点

キとを結ぶ直線上コから160メートルの点

キとを結ぶ直線上コから160メートルの点

キとを結ぶ直線上コから160メートルの点

キとを結ぶ直線上コから160メートルの点

キとを結ぶ直線上コから160メートルの点

キとを結ぶ直線上コから160メートルの点

キとを結ぶ直線上コから160メートルの点

キとを結ぶ直線上コから160メートルの点

キとを結ぶ直線上コから160メートルの点

キとを結ぶ直線上コから160メートルの点

キとを結ぶ直線上コから160メートルの点

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設

しななければならない。
 アの点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、ウの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

1 公示番号 西特区第131号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 むつ市大字田名部地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点第60号 (むつ市大字奥野と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱) から真方位228度1,900メートルの点

イ 基点第60号から真方位228度3,500メートルの点

ウ 基点第61号 (下北5頭南端) から真方位168度30分7,000メートルの点

エ 基点第61号から真方位168度30分4,500メートルの点

オ 基点第60号から真方位284度3,060メートルの点

イ

エ 基点第61号から真方位168度30分4,500メートルの点

オ 基点第60号から真方位284度3,060メートルの点

3 免許予定日 平成21年4月1日

4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 むつ市中央、金谷、小川町、本町、田名部町、柳町、栗山町、横

迎町、上川町、新町、海老川町、緑町、下北町、港町、仲町、若松

町、昭和町、金曲、南町、赤川町、松原町、大曲、南赤川町、大字

田名部、緑ヶ丘、十二林、美里町、苫生町及び松山町

6 そ の 他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設し
 なければならない。

1 公示番号 西特区第136号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 むつ市大湊上町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西特区第136号（むつ市大湊上町、一本杉基部に設置した標柱）から真方位32度30分853メートルの点

イ 基点西特区第136号から真方位42度30分905メートルの点

ウ 基点西特区第136号から真方位57度30分575メートルの点

エ 基点西特区第136号から真方位44度480メートルの点

3 免許予定日 平成21年4月1日

4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 むつ市大湊町、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大平町、文京町、並川町、山田町、旭町、真砂町、大字

大湊、大字城ヶ沢、大字奥内及び大字中野沢

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、鯛及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

1 公示番号 西特区第137号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 むつ市芦崎地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西特区第137号（むつ市芦崎、標高1.2メートルの三角点から真方位90度30分の直線と最大高潮時海岸線との交点から

250メートル南側海浜に設置した標柱）から真方位90度30分

250メートルの点

イ キ（基点西特区第137号から300メートル南側の海浜に設置した標柱）から真方位90度30分500メートルの点

ウ 基点西特区第138号（むつ市芦崎、航空自衛隊滑走台突端）から真方位95度30分1,740メートルの点

エ 基点西特区第138号から真方位95度30分700メートルの点

オ キから真方位90度30分130メートルの点

カ 基点西特区第137号から真方位90度30分110メートルの点

3 免許予定日 平成21年4月1日

4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 むつ市大湊町、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大平町、文京町、並川町、山田町、旭町、真砂町、大字

大湊、大字城ヶ沢、大字奥内及び大字中野沢

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、鯛及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

イの点及びウの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しななければならない。

らない。

- 1 公示番号 西特区第138号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 むつ市大字城ヶ沢地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 基点西特区第138号（むつ市芦崎、航空自衛隊滑走台突端）から真方位132度2,270メートルの点
 - イ 基点西特区第138号から真方位158度4,070メートルの点
 - ウ 基点第62号（旧むつ市と旧下北郡川内町との境に設置した標柱）から真方位157度30分5,040メートルの点
 - エ 基点第62号から真方位157度30分2,200メートルの点
 - オ 基点西特区第138号から真方位169度30分1,380メートルの点
- 3 免許予定日 平成21年4月1日
- 4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 むつ市大平町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大字城ヶ沢、大字大湊、川守町、宇田町及び旭町
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。
- (2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。
 - 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
 - ウ、エの線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。
 - イの点及び沖側水路口の東側の点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

- 1 公示番号 西特区第139号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	ほたてがい・あかがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 むつ市川内町川内地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点第62号（旧むつ市と旧下北郡川内町との境に設置した標柱）から真方位157度30分5,040メートルの点
 - イ 才（基点西特区第139号（むつ市川内町川内地先、川内川左岸に設置した標柱）から真方位172度30分6,620メートルの点）とアとを結ぶ直線上才から300メートルの点
 - ウ カ（基点西特区第139号から真方位172度30分3,300メートルの点）とエとを結ぶ直線上カから300メートルの点
 - エ 基点第62号から真方位157度30分2,200メートルの点
- 3 免許予定日 平成21年4月1日
 - 4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで
 - 5 地元地区 むつ市川内町
 - 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。
- (2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

ア、エの線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。

沖側水路口の西側の点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、イの点及びウの点には夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

- 1 公示番号 西特区第140号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	ほたてがい・あかがい・みねふじつば垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 むつ市川内町松川、宿野部及び蛸崎地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点西特区第139号（むつ市川内町川内、川内川左岸に設置した標柱）から真方位172度30分6,620メートルの点
 - イ 基点第63号（むつ市川内町とむつ市脇野沢との境に設置した標柱）から真方位168度30分5,500メートルの点
 - ウ 基点第63号から真方位168度30分1,250メートルの点
 - エ 基点西特区第139号から真方位172度30分3,300メートルの点
- 3 免許予定日 平成21年4月1日
 - 4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで
 - 5 地元地区 むつ市川内町
 - 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。
- (2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

イ、ウの線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。

アの点、沖側水路口の東側の点及びエの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

- 1 公示番号 西特区第141号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	ほたてがい・あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 むつ市脇野沢赤坂、稲平、口広、小サ沢、鹿間平及び二又地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点第63号（むつ市川内町とむつ市脇野沢との境に設置した標柱）から真方位168度30分2.250メートルの点
- イ 基点第63号から真方位168度30分5.500メートルの点
- ウ イとオ（西特区第145号（むつ市脇野沢新井田、牛の首崎突端）から真方位154度30分2.800メートルの点）とを結ぶ直線上イから4.450メートルの点
- エ ウから真方位348度30分2.250メートルの点
- 3 免許予定日 平成21年4月1日
- 4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 むつ市脇野沢
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

その点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

ウ及びエの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

- 1 公示番号 西特区第142号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	わかめ延縄式養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 むつ市脇野沢長内地先

(3) 漁場の区域 次の基点第63号、ア、イ、基点西特区第142号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第63号 むつ市川内町とむつ市脇野沢との境に設置した標柱
- ア 基点第63号から真方位168度30分2.250メートルの点
- イ 基点西特区第142号から真方位168度30分2.250メートルの点
- 基点西特区第142号 旧下北郡脇野沢村大字脇野沢、サガシ石崎突端に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成21年4月1日
- 4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 むつ市脇野沢
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

- 1 公示番号 西特区第143号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 むつ市脇野沢新井田地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西特区第143号（むつ市脇野沢瀬野川目、瀬野川右岸に設置した標柱）から真方位168度30分2.100メートルの点

イ アから真方位56度30分650メートルの点

ウ エから真方位56度30分650メートルの点

エ 基点西特区第143号から真方位168度30分700メートルの点

- 3 免許予定日 平成21年4月1日
- 4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 むつ市脇野沢
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。
 (2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

アの点及びウの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

- 1 公示番号 西特区第144号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	せい・ひらめ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 むつ市脇野沢瀬野川目地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西特区第143号（むつ市脇野沢瀬野川目、瀬野川右岸に設置した標柱）から真方位168度30分600メートルの点

イ アから真方位56度30分100メートルの点

ウ エから真方位56度30分100メートルの点

エ 基点西特区第143号から真方位168度30分400メートルの点

- 3 免許予定日 平成21年4月1日
- 4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 むつ市脇野沢
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。
 (2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

アの点、イの点、ウの点及びエの点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

- 1 公示番号 西特区第145号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	せい・ひらめ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 むつ市脇野沢新井田地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 基点西特区第145号（むつ市脇野沢新井田、牛の首崎突端）から真方位170度725メートルの点
 - イ 基点西特区第145号から真方位178度780メートルの点
 - ウ イから真方位321度30分100メートルの点
 - エ アから真方位321度30分100メートルの点
- 3 免許予定日 平成21年4月1日
- 4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 むつ市脇野沢
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。
アの点、イの点、ウの点及びエの点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さ設置しなければならない。

- 1 公示番号 西特区第146号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 むつ市脇野沢寄浪及び蛸田地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 基点西特区第145号（むつ市脇野沢新井田、牛の首崎突端）から真方位200度1,400メートルの点
 - イ キ（むつ市脇野沢芋田に設置した標柱）から真方位228度1,350メートルの点
 - ウ キから真方位275度650メートルの点
 - エ キから真方位172度30分350メートルの点
 - オ 基点西特区第145号から真方位277度30分1,750メートルの点
 - カ 基点西特区第145号から真方位227度500メートルの点
- 3 免許予定日 平成21年4月1日
- 4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 むつ市脇野沢
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。
養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
アの点及びイの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

- 1 公示番号 西特区第147号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	せい・ひらめ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 むつ市脇野沢寄浪地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西特区第147号（むつ市脇野沢寄浪、寄浪崎に設置した標柱）から真方位172度30分150メートルの点

イ 基点西特区第147号から真方位172度30分250メートルの点

ウ イから真方位270度30分100メートルの点

エ アから真方位270度30分100メートルの点

- 3 免許予定日 平成21年4月1日
- 4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 むつ市脇野沢
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

アの点、イの点、ウの点及びエの点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

- 1 公示番号 西特区第148号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 むつ市脇野沢蛸田地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西特区第145号（むつ市脇野沢新井田、牛ノ首崎突端）から真方位228度30分1,700メートルの点

イ オ（むつ市脇野沢芋田に設置した標柱）から真方位203度30分1,200メートルの点

- 3 免許予定日 平成21年4月1日
- 4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 むつ市脇野沢
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

ウの点及びエの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

- 1 公示番号 西特区第149号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	せい・ひらめ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 むつ市脇野沢蛸田地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 基点西特区第149号（むつ市脇野沢蛸田、蛸田川左岸に設置した標柱）から真方位172度30分300メートルの点
 - イ 基点西特区第149号から真方位172度30分400メートルの点
 - ウ イから真方位267度30分100メートルの点
 - エ アから真方位267度30分100メートルの点
- 3 免許予定日 平成21年4月1日
- 4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 むつ市脇野沢
- 6 その他
 - (1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。
 - (2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。
アの点、イの点、ウの点及びエの点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さには設置しなければならない。

- 1 公示番号 西特区第150号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	せい・ひらめ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 むつ市脇野沢芋田地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 基点西特区第150号（むつ市脇野沢芋田、芋田川左岸に設置した標柱）から真方位232度30分150メートルの点
 - イ 基点西特区第150号から真方位232度30分350メートルの点
 - ウ イから真方位322度30分100メートルの点
 - エ アから真方位322度30分100メートルの点
- 3 免許予定日 平成21年4月1日
- 4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 むつ市脇野沢
- 6 その他
 - (1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。
 - (2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。
アの点、イの点、ウの点及びエの点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さには設置しなければならない。

1 公示番号 西特区第151号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	せい・ひらめ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 むつ市脇野沢貝崎地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西特区第151号（むつ市脇野沢貝崎、貝崎川左岸に設置した標柱）から真方位207度30分150メートルの点

イ 基点西特区第151号から真方位207度30分250メートルの点

ウ イから真方位117度30分100メートルの点

エ アから真方位117度30分100メートルの点

3 免許予定日 平成21年4月1日

4 申請期間 平成21年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 むつ市脇野沢

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

アの点、イの点、ウの点及びエの点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭